

改正

平成17年5月2日告示第245号

平成21年3月31日告示第86号

平成23年3月31日告示第66号

佐野市介護保険事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険に関する施策の円滑な推進と運営状況の点検及び評価を図るため、佐野市介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 介護保険の施策の円滑な推進に関する事項
- (2) 介護保険の運営状況に関する事項
- (3) 介護保険事業計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険被保険者の代表者
- (3) 保健、医療又は福祉に係る機関又は団体の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の会議に、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員会の庶務は、健康医療部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成17年5月2日告示第245号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第86号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第66号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。